

○鈴木浩己委員長 ただいまから建設経済常任委員会を開会いたします。

それでは、これより議案の審査を行います。

当委員会に付託されました案件は全部で11件であります。審査順序は、お手元に配付の審査順表のとおり、都市政策部、建設部、上下水道部、経済部として進めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木浩己委員長 御異議なしと認めます。よって、お手元の審査順表のとおり審査をすることといたします。

それでは、都市政策部の議案から順次審査に入ります。

議第29号「焼津市市営住宅等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。

（当局説明）

○鈴木浩己委員長 当局の説明は終わりました。質疑・意見のある委員は御発言願います。

○秋山博子委員 今回の改正で保証人2名が1名でも大丈夫になったということで、これは入居しやすくなるということになると思うんですけど、現状、連帯保証人2人が難しいのというような、そういう相談とか、その辺り、市内ではどうなっているのでしょうか。

○鈴木和幸住宅・公共建築課長 現状、入居に際して、保証人が2名確保できないということによって入居できなかったという事例はございません。今回の改正でより円滑化できるのではないかと考えております。

以上でございます。

○秋山博子委員 それでは、不正入居についての御説明もあったのですけれども、実際に焼津市でそういったことが発生しているというような、そういう現状はどうなんでしょうか。

○鈴木和幸住宅・公共建築課長 不正入居につきましては現在まで、これまで発生したことはございません。例えば申請書に記載されていることが虚偽であったとか、そういうことが不正入居になりますけれども、そういう事例は現在までございません。

以上でございます。

○秋山博子委員 了解。

○村松幸昌委員 2点伺います。

まず1点目、入居者の選考の第9条、ここに寡婦または寡夫、いわゆる父子家庭、ここも入れたということの説明と、現状は今どうなっているのでしょうか。まず最初にそこをお願いします。

○鈴木和幸住宅・公共建築課長 今回寡夫というものを追加してございます。扱いにつきましては、現在は同じような扱いを運用しております。実際には全く変わらない扱い

となっておりまして、今回入れた理由につきましては、国土交通省が示します標準条例にこういう文言が入ったということで、こちらもそれに合わせてより分かりやすい形で明文化していくというようなことで、寡夫を追加しております。

以上でございます。

○村松幸昌委員 ありがとうございます。了解しました。

それで、もう一点、42条の3の先ほど説明がありました年5分の割合を法定利率、民法規定の変更によるというふうになりましたけれども、これは今、どのぐらいの利率なんですか。

○鈴木和幸住宅・公共建築課長 今、民法の法定利率は3%になってございます。

以上です。

○村松幸昌委員 了解です。

○杉崎辰行委員 現状のところでお聞きしたいんですけども、外国人の入居者、それと法の問題で一番最後になってくる中国からの残留孤児の関係、我々聞いたことはないんですけども、実際に今入居されている方がいるのか。それで、全体の入居率で、入居年数で見ていくと、かなり長期化しているものが多いんじゃないかなという気がするんですけども、その辺のところというのは今教えてもらえるものはありますか。

○鈴木和幸住宅・公共建築課長 外国人の、これは国籍は今分からないんですけども、外国人の入居率ということでいきますと、団地全体で8.94%になってございます。あと、入居して長い方というのがどの程度いらっしゃるかというのは、数字では今承知はしておりませんが、やはり20年とか、そういう長いスパンで入居されている方は実際おられます。

以上でございます。

○杉崎辰行委員 私、今聞いたのがあれなんだけど、長期の場合、だんだん身寄りがなくなってくる人がいる可能性があるわけですね。そうすると何か起きたときに、その後のことでいろいろ問題が発生してくることもあるものだから、その辺事前に、入居している人にそういう指導をしようと思うと大変だけれども、何とかいい方法で、すぐ対処できるという状況をつくっておいたほうが、トラブルにもなりにくいし処理も楽になる。楽という言い方をしたら失礼なんですけど、そういうこともあるんじゃないかなと。

それで、今、外国人で聞いたものなんですけど、言語の問題とかいろんな問題で、1つのルールの中でやってくれているとは思いますが、なかなかうまくいかないとかそういうものも出てくるものだから、その辺の周知が、この法の中、改正することだけで片づく問題じゃないことが多いと思うんですよ。だから、その辺の御苦労もあると思いますので、その辺もまたルール化してできたらいいなと、そういうふうに考えて質疑してみました。

○河合一也副委員長 聞いていて思ったことなんですけれども、連帯保証人というのは一般的にはやっぱり2人というのが一般的ですけど、市の条例で円滑にすることとか、連帯保証人がいないことで入居できないことを防ぐという意味は分かるんですけども、それは市の条例として、焼津市が先んじてやっていることなのか、一般的にもそういう動きがあることなのか、そこを教えていただきたいです。

○鈴木和幸住宅・公共建築課長 今回の見直しにつきましては、平成30年3月に国土交通

省のほうから技術的助言が発出されてまして、そこで、公営住宅の目的を考えると、保証人がいないということを理由に、入居できないということがないようにする必要があらう、というような技術的助言が発出されております。そこから各事業者が検討をしているというような状況になっておりまして、焼津市でも、今現在そういう方がいらっしやるという事例はないんですけども、将来にわたってそういうようなことがないように、円滑に入居できるようにということで今回改正をいたしました。

以上でございます。

○河合一也副委員長 例えば県内とかで大体どれぐらいか、そんなことが大体でも分かれば。

○鈴木和幸住宅・公共建築課長 県内で、先進自治体としては浜松市さんであるとか袋井市さん、それで静岡県、あとは島田市さんがこういう保証人を、法人としての家賃債務保証業者の保証人を認めるというようなことで、運用の改正ですとかそういうことをやっております。

以上でございます。

○河合一也副委員長 デメリットがないように保証されているということなので安心してはいますけど、不安もあったので確認させていただきました。

○杉崎辰行委員 今ちょうど河合委員のほうから、また保証人の件なんですけど、さっき長期というのがあったよね。そうすると、保証人になっている人が先にお亡くなりになっちゃって、連帯保証債務は相続されますけれども、なかなかそんなすんなりいく問題じゃない。個人保証だもので。だけど、そういう相続権のある連帯保証人という役目でやっているけれども、その場合は、今これ、1人でもいいですよ。それで、あと保証債務もするような保証会社の委託の話もありましたけど、結果的に将来的にはそっちに移行していく可能性が高いなと思ってるんですけど、今ここで、2人保証人の人が大半だと思うんですけども、その人たちに、あえて今1人にするという動きはしない、でも亡くなっちゃったらそこで新たに人を求めることもしない、1人のまま。それで、2人亡くなっちゃったらというケースの場合はどうなるのかしら。

○鈴木和幸住宅・公共建築課長 おっしゃるとおり、今入居されている方の保証人さんにつきましては、こちらとしても変更があった場合には、変更をする場合の届出をしてくださいねというようなお話はしております。これまでの取扱いは、やはり2人を維持するような形での取扱いになりますけれども、今回の改正によりまして、既存の入居者の方につきましてもこの規定にのっとった形での変更、例えば変化があった場合にはお一人様、自然人としてつけていただければオーケーですし、あるいは保証業者の保証に切り替えていただいても結構ですというようなことで、改めて今回の改正に基づいて、既存の入居者の方たちに周知をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○鈴木浩己委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木浩己委員長 質疑・意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木浩己委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第29号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○鈴木浩己委員長 挙手総員であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で都市政策部所管の議案の審査は終了いたしました。

都市政策部の皆様、御苦労さまでした。

休憩(9:11~9:14)

○鈴木浩己委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

建設部所管の議案の審査に入ります。

議第6号「令和4年度焼津市駐車場事業特別会計予算案」を議題といたします。

当局に対して質疑・意見のある委員は御発言願います。

○安竹克好委員 委託料の726万円、これの委託料の内訳みたいな感じを教えてくださいんですけども。

○新村浩三道路課長 委託料の内訳でございます。

まず、今委員のほうがおっしゃいました726万円、これは指定管理料でございます。

それが726万円でございます、それ以外に謝礼ですとか消費税の確定申告、謝礼が4万4,000円と消費税の確定申告に係る経費が17万1,000円で、全部743万5,000円という内容になります。726万円につきましては指定管理料でございます。

以上でございます。

○安竹克好委員 指定管理者は今何年目になりますか、この経営、管理。

○新村浩三道路課長 指定管理者につきましては、令和元年から令和5年までの5年間で指定管理者をお願いしておりまして、現在3年目の終わりになるところでございます。

以上でございます。

○安竹克好委員 じゃ、確認ですけど、これ、令和5年になったら、また入札みたいな形でやるんでしょうか。

○新村浩三道路課長 令和5年になりましたら、また業者のほうの、再度指定管理のほうの提携といいますか、そちらのほうの手續のほうを進めるということで考えております。

以上でございます。

○安竹克好委員 了解です。

○河合一也副委員長 指定管理者のモニタリング評価というのは具体的にどのような評価をされているのか。あるいはその中でどんな課題が出るのか、幾つか教えてもらえればと思うんですけども。

○新村浩三道路課長 指定管理のモニタリングでございますけれども、今現在指定管理者のほうは、駐車場で行きますとアマノマネジメントサービスというところに指定管理者を依頼しております。その中で8月24日に指定管理者の評価委員会のほうを開催しまして、その中で運営管理の審議のほうを行いました。委員のほうを含めて審議を行いました。

て、そちらのほうでいろんな経営の関係ですとか、あとはいろいろ地元等の、例えばいろんな苦情トラブル等の関係ですとか、あと施設管理の方法、その他につきましてモニタリングをしまして、その結果、適正ということで評価させていただきまして、ホームページでも公表させていただいております。

以上でございます。

○河合一也副委員長 苦情トラブルなんかもそこに幾つか入ってくるみたいですが、主立ったものがもし幾つか紹介できたらお願いします。

○新村浩三道路課長 トラブルにつきましては、まず、焼津市営駐車場につきましては北口と小石川駐車場と2つございます。それで、小石川駐車場のほうにつきましてはゲート式で、券を発券してお客様にまた帰ってきたときに支払っていただくということになっておりますので、小石川につきましては、駐車券の紛失をしちゃったというトラブルが全部で17件ほどありまして、その中の約半数が駐車券の紛失のトラブルといたしますか、そういったことではございました。

あと、実際に駅北の駐車場に行きますと、これはゲート式ではありませんで、フラップ式といたしまして、地面からこうしたボードが出てくるようなようなものですから、そちらにつきましては領収書のボタン操作の間違いですとか、たまたま1件だけですが、フラップを精算前に上げちゃった、車を動かしちゃったという方もいらっしゃったものですから、そうしたトラブル等もございました。そういったものにはやはり、先ほど申しましたように、小石川のほうの駐車券の紛失が一番大きなトラブルといたしますか、そういったことが見られたということで、以上でございます。

○河合一也副委員長 分かりました。

あと、駅北のほうでは、駅北、私も駐輪場で使っていたんですが、駐車場のほう見るとスペースが少ないようにも、あのスペースをもう少し何か広くしてほしいとか、そういう意見は特にないですか。

○新村浩三道路課長 まず、駅北につきましては、現在1つのエリアの中に、今委員おっしゃったように駐輪場がございまして、その中で実際には駐輪場のほうもかなり駅の北の駅前ということで駐輪場のほうのニーズもかなり多いものですから、それで、実際には駅北の駐車場のほうも、今台数のほうも大分増えてきましたけど、常にいっぱい駐車場待ちですとかそういったことではないものですから、当面、今の駐車場を少し拡張ですとか、そういったところまでは今のところは予定はございません。

以上でございます。

○河合一也副委員長 将来的ということにもなるかもしれないですけど、私は駅前、あそこが一番近いですね。駅北の。すごい非効率的な感じがしまして、やっぱりせっかくですから立体の何かで、民間も入ってもらいながら。駐輪場のほうもちょっと狭くて、駅南のほう屋根がついていいなと思うけど、駅南のほうは、駐輪のほうですけども、1台ずつ決まっているわけですね。だから、入れないと言われて空気を待っていたこともあったりするので、駐輪場のほうもやっぱりちょっと手狭な感じ。駐車場は周りに結構駐車場はありますが、駐輪場は今民間でやっているところは周りになくなって、市営のものをみんな使うようになっていまして、駐輪場の拡張も含めて、もうちょっと土地利用というのが何とかできればなと私個人は思うけど、そういう意見があ

まりなかったということでちょっとあれですけど、一番いいところにある駐輪場であり駐車場だと思うんですね、駅北のところは。空間が非効率な感じがちょっとするもので、将来的なこととして1つの意見として聞いておいてもらえればなというふうに思います。

○秋山博子委員 この2か所の駐車場ですけれども、これ、土地は市の土地でしたでしょうか。

○新村浩三道路課長 市の土地でございます。

以上でございます。

○秋山博子委員 それで、先ほどどちらもそれぞれ仕組みが、設備の機器の仕組みが違うということなんですけれども、そういった機器の大規模な修繕といいますか、リニューアルといいますか、そういうのは見通しというのはどうなのか。それから、その場合、負担については指定管理の契約のときに、幾ら以上であればどうかというようなことは決められていると思うんですけれども、そういったこととか、周辺の環境の変化とか、またニーズもろもろを考えたときに、この事業そのものの今後についてということも考えていらっしゃると思うんですけれども、その辺、お話を聞きたいと思うんですけれども。

○新村浩三道路課長 まず、1点目のほうの修繕の関係、それから大規模なあるかどうかと、そういった御質疑かと思えますけれども、そちらにつきましては、まず、今の現在の施設でいきますと、先ほど申しましたようにゲート式ですとかフラップ式というのが、運営上、特に大きな支障ですとか何か問題になっているということがないものですから、今後大きく修繕ですとかということについての、大きく変えてですとか、そういったことについての今計画というのは特にはございません。

それと、修繕など、指定管理者のほうに管理をお願いしているんですけれども、その中には、やはりそうした大きな、例えば機器の買い替えですというのやはり、いろいろこうした清掃業務ですとか、料金収納業務ですとか、あと、樹木の管理ですとか、そういった小規模なものについての管理のほうをお願いしているところでございますので、やはり大きなリニューアルということにつきましては、市のほうでそういった手当というのはしていかなきゃなというところになっております。

あともう一点、市営駐車場の今後どうなのかというところの見通しですけれども、やはり実際には市営駐車場のほうも、周辺、駅北のほうも駅南のほうも、大分駐車場のほうはいろいろ民間のほうも今できてきてはいるんですけれども、そういった中で、実際の民間駐車場も、数の増えたり減ったりですとか、価格とか、いろいろ細かい変化もありますけれども、またこういった今後の利用状況ですとか、あとはこうした、先ほどの民間駐車場の需要ですとか、そういった把握に努めて、また市でやっていくかどうかというところについても継続して検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○秋山博子委員 了解です。

○青島悦世委員 確認をさせていただきます。

先ほど駐車場でトラブルというか、そのことの中で、フラップのやつを下がる前に出て壊したというような話がありましたよね。というときに、その補償というか弁償はどのような形になっていますか。

○新村浩三道路課長 先ほどフラップ、ちょうどこれ、駅北の事例なんですけれども、よくこうして上がるやつがあるんですが、それにつきましてはそれが、壊したというのではなくて、たまたまお金を払う前に動かしちゃったものですから、それで料金を払うときにうまく料金表示ができなかったというところだと思うんですが、それにつきましては遠隔のほうで、こうした請負のほうの業者と遠隔でやり取りできるものですから、そちらのほうとお客様のほうでやり取りしていただきまして、そちらで特に事なきを得たものですから、特に弁償ですとか器具の損傷ですとかに至っているものではございませんので、よろしくをお願いします。

○青島悦世委員 了解。

○村松幸昌委員 2点です。

1点は繰出金27万4,000円というふうに今年度見込んでいますけれども、これはこの会計から見れば非常にいいなと思うんですけれども、こういう繰出金に出すじゃなくて、基金にするという考え方はあるんですか。

○新村浩三道路課長 まず繰出金の考えですけれども、決算が決まって歳入歳出に、こうやってその残りが繰出金になりまして、基金という話について、今のところはそういったところまでは至っていないところでございます。

以上でございます。

○村松幸昌委員 分かりました。

もう一点、今青島委員と秋山委員が駐車場のバーの上げ下げとかとあるんですけれども、やっぱりこの時代、IC化を考えたときに、あれが東名高速道路に入るときにああいうふうな形で、新しくそういう事例というのはあるのかどうなのか。焼津市としてそういうふうなのを目指すのか目指さないのか。今の時点での考え方を教えてください。

○新村浩三道路課長 今IC化、まず、今現在のやっているIC化としましてはICカードがあるんですけれども、今委員のほうがおっしゃったのはゲート、恐らく車で通ったときによく、例えば高速道路の料金所みたいにこうやって、何かお客様が持っていればそこで自動で感知してお金を引き落とすというところのことだと思いますけれども、そちらにつきましては、今のところそういった意味でのIC化というのは、まだ具体的には今は決まっていはいないんですけれども、やはりそういった中で、今いろんなところでも、新聞報道等でも今民間の駐車場もそういったことというのは議論もされているところは把握していますので、その辺の動向を見まして、いろいろ研究のほうを進めていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○村松幸昌委員 了解です。

○安竹克好委員 1点、駐車場のフラップゲートとかゲート式のほうなんですけど、時間制でやられて、何時間、料金設定が私は分かっていないんですけど、そこら辺も聞きたいんですけど、例えば何時間以上が上限が幾らですよとか、そういう設定はされているんでしょうか。

○新村浩三道路課長 料金設定ですけれども、まず最初の1時間で150円になりまして、それから30分ごとに50円という、ずっと累積になるんですけれども、ただ上限が600円になった時点で、これは両方とも、小石川のほうも駅北のほうも上限600円で設定のほ

うをしておりますので、おおむね5時間半ぐらいにいきますと600円になるものですから、一応そこで24時間までは600円というところで、最初は時間制でいきまして、一定の600円になりましたらそこで定額になるというところでの料金設定をしているところでございます。

以上でございます。

○安竹克好委員 ありがとうございます。24時間たつと、その時間というのはリセットされているのでしょうか。

○新村浩三道路課長 まず24時間たちますと、それから、今実際には手順としましては、最初の1時間150円で、50円累積で600円と。それがまた今度24時間たちますと、また1からになりますので、それからまた600円から今度また700円ですとか800円ですとかというふうになりまして、そこでまた1,200円という形になりますので、一回リセットでまた1からみたいな、そういった形での料金になります。

以上でございます。

○安竹克好委員 了解です。

○鈴木浩己委員長 ほかに大丈夫ですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木浩己委員長 特にないようですので、質疑・意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木浩己委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。議第6号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○鈴木浩己委員長 挙手総員であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第9号「令和4年度焼津市港湾事業特別会計予算案」を議題といたします。

当局に対して質疑・意見のある委員は御発言願います。

○安竹克好委員 港湾事業の予算ですけれども、海岸保全費の前年度から減額されている根本的な理由というのを教えてください。

○福與久信大井川港管理事務所長 海岸保全事業のほうになります。先日、先議でいただきました胸壁事業、海岸堤防改良事業のほうは国の追加補正があったものから、そのほうに変えたものですから、令和4年度のほうは前倒しでやった分、その分が事業としてはこちらには計上しないということになります。

以上になります。

○安竹克好委員 補正予算のときなので、国のお金が来たから、国のほうのお金を使うから、要は市のほうではお金を使わないよと、要はそんな簡単な私は解釈、そうじゃないのかな。眉間にしわが寄っているもんで。もう一回、私に分かるようにして説明してもらえますか。

○福與久信大井川港管理事務所長 まず、海岸保全事業として胸壁整備工事と、令和3年度からの事業で海岸堤防改良のほうを計画しておりました。それで、事業としては令和



4年度でやる事業を国のほうに本来交付金として申請をするんですが、国のほうが前倒しで、令和3年度のほうでどうですかということでしたので、それに手を挙げまして、令和3年度の追加補正という形でやらせてもらったものですから、令和4年度で計画していたものを前倒しで事業を先に、そちらにお金をつけていただいたので、令和4年度としては予算を今計上していないということになります。これが通常であれば令和4年度に上げるところになりますので、そこら辺でよろしいでしょうか。

○安竹克好委員 大変御丁寧な答弁ありがとうございます。私も何となく分かりました。要は令和4年度の工事、それが2億円ぐらいかかるのを、令和3年度の前倒しの予算で、補正予算でもらったから、それで入れちゃったもので、令和4年度は470万円だけで済んだよということで理解できました。ということは、またこれは来年の予算になると、同じ工事もし続くとしたら、2億円ぐらいの当初予算をかけて、そのときに国のほうで交付金が、令和5年度になればいいんだけど、3月ぐらいで前倒し事業になったらまたこういう数字になると、こういうことでよろしいんでしょうかね。確認です。

○福與久信大井川港管理事務所長 そういう形になると考えております。

○安竹克好委員 了解です。

○河合一也副委員長 大井川港活性化推進事業費なんですけれども、事業説明としては例年同じなんですけど、一応費用が、前年度18万7,000円が69万6,000円と、費用としては結構多くついているんですけど、令和4年度に何かしらの違った動きがあるのかどうか、教えてください。

○福與久信大井川港管理事務所長 大井川港活性化事業につきましては、令和2年度に物流拡大業務方策検討業務を行いまして、令和3年度より物流拡大に向けた企業訪問等を予定しておりました。その中で、何件か企業訪問等とか既存企業のヒアリング等を行いまして、令和4年度におきましては、まず、同じように企業訪問という形で既存企業への確認、新規貨物を取得するための企業訪問等を計画しております。それに伴いまして、まだ職員のほうが不慣れなものですから、職員の勉強会を兼ねまして報償費を上げさせていただいております。それと、委託事業としては、専門的知見を持つコンサルのほうから、ポートセールスに向けたアドバイスをいただきながら職員と一緒に企業訪問に行けるように委託費を計上している分、昨年度より少し増額をさせていただいていると思います。

以上になります。

○河合一也副委員長 分かりました。動きとしてちょっと活発になるということだと思うんですけど、さっき聞き逃しましたけど、若手の研修だか育成のため報償費、これは何か頑張れば、そういうことでやるのか、報償費とは何ですか。

○福與久信大井川港管理事務所長 講師、研修会という、職員が勉強を兼ねて、そこに講師を呼んで勉強会をやりたいということで、そのための報償費を上げさせていただいております。

○秋山博子委員 歳入のほうなんですけれども、310ページで工事発生材売払収入とあります。これは砂利をとということなんですけれども、その砂利の単価というものによってこれらが決まってくるということではないでしょうか。

○福與久信大井川港管理事務所長 これにつきましては売払の単価というところで、現

在の市場単価などを確認しまして単価を決めさせていただきまして、これも入札によって単価の高いところと契約をさせていただいているというところになります。

以上でございます。

○秋山博子委員 この砂利の市場といいますか、金額なんですけれども、やっぱり経年見ると上昇傾向にあるのか、その辺のことと、それから、それらがこの事業に与える影響というのをどう見ているのか、お聞かせください。

○福與久信大井川港管理事務所長 市場単価につきましては、ここ数年は変動はあまりありません。過去には消費税が上がったとかそういうところがあるんですが、今秋山委員がおっしゃったように、原油価格も上昇しておりますし、そういうところは必ず注視し積算のときに確認をして単価を決めております。今のところは、そういったように上昇傾向にはないんですが、そういう形で決めさせていただいております。売払いに関しまして、今コンクリート骨材としてやっておりますので、コンクリートの製品として、つくるための材料としてはまだ、物流というか、そういうのがありますので、そこが今落ちているとか上がっているとかそういうところはないものですから、今のところはそんなに上昇傾向にはないとは思っております。

以上であります。

○秋山博子委員 そうしますと、見通しとして、その辺の市場の変化によってこの事業に与える影響というのはどちら、上がった場合とか下がった場合とかあると思うんですけど、これを教えてください。

○福與久信大井川港管理事務所長 現在、上がった場合であれば単価のほうも上がりますので、その分土量が減る形になります。単価が下がればその分土量が、売払いできる量が増えますので、そういう形が変わってくるというところになります。

以上になります。

○秋山博子委員 量が減るとか増えるというのは、決められた予算があって、その中で相場に合わせて量を調整するということなんでしょうか。

○福與久信大井川港管理事務所長 説明不足で申し訳ないです。

1立米当たりの単価ですので、土量に換算しますので、単価が上がればその分土量は、年間で計画する土量が減る形です。だから、安ければその分、1立米当たりの単価が安いものですから、出せる土量、売り払いできる土量が多くなりますので、そういうのも単価が安くなれば売り払いできる土量が上がるのでということになります。

○久保山巖夫建設部長 年度当初に取る量というのを大体決めてありまして、なので、単価が高くなれば高く、売払い収入も増える。その辺は取りたい量を大体決めておきまして、できれば高いほうがいいんですけれども、コンクリートの骨材で使うので、市場が、要は我々と同じような仕事をしている方のところにコンクリートが出ていかないと骨材が必要とされませんので、どうしてもこういう建設業関係の、国の事業が主になってしまいうんですけど、その事業と連動しているところが多くて、例えば建築業界でも大きなマンションがかなりとか、そういうのでコンクリートの骨材として使われているので、その辺でコンクリートを扱っている業者さんがこの入札に参加していただいているというような状況です。

○青島悦世委員 今の継続の話で、例えば骨材として扱う場合に、塩分を含んでいるわけ

じゃんね。あれは、向こうが考えることなんですけれども、使うまでにどのぐらいの形で洗うか。雨水でやるのか、そういった形を考えるとというか、検討しているのか。

- 久保山巖夫建設部長 当然、売った後の話なので、我々が関知できないところがありますけれども、聞いたところによると、やっぱり塩分を含んでいますので、2年ぐらいは洗いざらしにしておいて、その後に骨材として使う場合には一回洗浄をかけてというような形で。塩分がコンクリートに悪い影響を与えるということもありますので、その辺をしっかりと、業者さんがちゃんと管理をしているというところでございます。
- 青島悦世委員 何でそんなことを聞いたかという、骨材の単価がよければと言うけど、2年後のことは分からなくて、そのときの相場じゃんね。だもんで、そのとき需要が多いからだけじゃないもんで、結構、そんなに下がるわけじゃないでしょう、単価に。
- 杉崎辰行委員 今の養浜事業の、もう少し分かりやすく説明したほうがいいかなとちょっと思ったのは、売払いで2,409万円出るわけじゃんね。ということで、養浜事業で2,409万円の支出が発生しておるわけじゃんね。それをはっきり、これはこうでこうだよという、それを説明したほうがいいんじゃないかな。
- 福與久信大井川港管理事務所長 まず、歳入における売払いにおきまして、今、来年3万立米を予定しまして、それで2,409万円を計上させてもらっています。その後歳出のほうで、養浜事業として同じ2,409万円を計上させていただいております。この2,409万円のほうは、内訳としましては旅費と土砂排除工事という形で、売り払うために売払いをするときの業者さんが決まった段階で現場にトラックを持ってきます。そのトラックに積み込むまでをうちが、土砂排除工事としてダンプに積み込むまでを一度契約させていただきま。その後、養浜事業としましてはうちが単独で掘削をして、ダンプに積んで、陸上養浜という形で、大井川港にトラックスケールというものがあまして、量を確認して、その量を吉永の海岸のほうまで運んで、そこに養浜をしているというのが養浜事業になります。ですので、歳出のほうの養浜事業に関しましては土砂排除工事と養浜工事という2段階の工事を発注させてもらって、総額が2,409万円というものを計上させていただいております。

以上になります。

- 杉崎辰行委員 先ほど大井川港活性化推進事業のところでお話があったので、これ、前々からの課題なんですけれども、やはりあそこに今入ってくれている人たち、今現在ね。それ以外にまたスペースがもし生まれたら、そのこともよそへ宣伝に行くことになるんだけど、今いる人たちをやっぱり大事にしなきゃいけないということだと思うんですね。そういうので、例えば太平洋セメントとか、本社なんかに行くようなこともあるのかどうなのか。この予算の中で。そういうところも大事だと思うので、その辺、お聞きします。
- 福與久信大井川港管理事務所長 おっしゃるとおりで、今の既存企業さんが一番大事だと思っております。その中で、既存企業さんへのヒアリングを行いまして、ただ、どうしてもこちらにいる会社さんは、やはり何々工場さんという出先機関になるものですから、そこと話をしてまず状況を確認します。それで、向こうのニーズに応えるためには、やはり本社なりに出向きながら、そのニーズにどこまで大井川港が応えられるか、今後のあとは動向とかも確認をさせていただきたいということで、そういう面についてはこ

の予算の中にも入れさせていただいておりますので、そういうところを企業さんと必ず密に話をしながら、その中で得た情報とこれから進める方向性を確認しながら、そういうものを今後も企業訪問として確認をしていきたいということは考えております。

- 杉崎辰行委員 ぜひこれは積極的に、積極的投資として考えてやっていってもらえればありがたいなど、そんなふうに思いますので。事例で言えば、例えば田子ノ浦辺りもやっぱりだんだん、一番湾が深い、船で行くとあそこまで時間が1時間以上かかっちゃうんだよね。そういう時間的な問題とかいろんな意味でも、大井川を大いに使ってもらえるようにさせてもらえればありがたいなど、そんなことを思いました。

それと、今度はもう一つお聞きします。これ、海岸保全施設設備事業費というところの海岸設備事業費というのを、今養浜の話で吉永のところに持っていくという、それも、これとは違って、吉永は吉永の海岸の話だよね。要するに港湾の範囲って、外側に対してはどこまでのことを言っているんですかね。

- 福與久信大井川港管理事務所長 うちのほうが管理するのは利右衛門海岸と飯淵海岸になりますので、目安で言うと吉永放水路がありますが、あそこが管理区域が変わるところというところになります。

- 杉崎辰行委員 ありがとうございます。

- 村松幸昌委員 大井川港が、ここの活性化推進事業に関連することなんですけれども、スマートインターができてしばらくたつんですけれど、そのメリットというのは感じていますか。数字で何か出てきていますか。そこら辺が分かれば教えて。1点目です。

- 福與久信大井川港管理事務所長 メリットとしては感じておるのですが、今言ったように、数字としては、うちの港からどれだけスマートインターを使っているかという確認はしておりませんので、今後そういう調査研究も必要になると思いますので、そういう面も含めてまた勉強させていただきたいと思います。

- 村松幸昌委員 分かりました。

それと、大井川港を見ると液化天然ガスの船が入ってくるんですけど、これはどこから大井川港に来るのかというのを知りたくて。というのは、どこかのハブ空港があって、大きなタンカーから来て、そこで小分けしたものを大井川港に運んで、あそこの陸上の基地に入れると思うんですけど、その大井川に入港する船の出発点というのはどこなんですか。もし分かれば。

- 福與久信大井川港管理事務所長 まず、それは聞いている話になりますけど、ガスに関しましては千葉のほうから、まずそこに、多分基地港がありますので、基地港から各会社さんがどこへ振り分けるかという形で、それで最終的に大井川港に来るような形、その会社さんの中で基地港をそれぞれ持っていますので、そこにまず入ったものを分散して大井川港のほうに来るということになります。

以上です。

- 村松幸昌委員 了解です。

- 青島悦世委員 歳入の中の港湾利用料、確認をさせてください。こちら、西側じゃなくて北側のほうに安藤ハザマがあって、そのこっち側のところにコンクリートの資材をかなりの期間で積んであるんですけど、あそこやつも利用料として入るんですか。

- 福與久信大井川港管理事務所長 今現在、公共北岸壁の大井川側、安藤ハザマさんの隣

になるんですけど、その土地も荷さばき地としてうちが保有しておりますので、そこは今、安藤ハザマさんのコンクリートを置かして、その使用料を頂いております。

○青島悦世委員 どのぐらいの面積というか、利用でどのぐらいのものが入るのか、どのぐらいの期間の契約をしているのか、そこら辺まで教えてください。

○福與久信大井川港管理事務所長 公共北につきましては、場所でそれぞれ、全体で出しているものですから、大体あそこで行くと、年間でいくと大体400万円ぐらいは入ってきます。400万円から500万円ぐらい、期間のあれがあるものですから、その辺の収入が入ってきます。

以上です。

○青島悦世委員 期間は。

○福與久信大井川港管理事務所長 期間につきましては、一応3月までという形ですけど、今はまた継続してということは今お聞きしております。取りあえず今、安藤ハザマさんの荷が出ないことにはあれだものですから、一応期間等は聞き取りをしながらいつまでというのは確認しているものですから、それを毎月、延長じゃなくて、なるべく長期になる場合にはいつぐらいまでというのは確認しておりますので、正直、去年は9月までということをお聞きしてそれを予算化させていただいていたんですけど、9月以降も置きたいということで途中で来たものですから、結局1年間置いた経緯があります。今お聞きしているのは、4月からはまた半年ぐらいは置かせていただきたいということでおりますので、その交渉というか、話をしながら期間を決めさせていただいているところになります。

以上です。

○青島悦世委員 ついでに、契約相手はどこで、資材的にはどのようなものを承知していますか。

○福與久信大井川港管理事務所長 契約の相手方というか、うちとの契約としては安藤ハザマさんになります。そのものは、今お聞きしているのは、リニアとかトンネル工事に使うコンクリート材料ということでお聞きしておりますので、それがどちらへということはまだ細かくは聞いていないですけど、取りあえずトンネル工事に使う材料ということでお聞きしております。

以上です。

○青島悦世委員 ついでに。ついでだもんでお願いします。

それこそ吉田川にも結構置いてあるんですけども、今言う利用料というか、それらについても、今の平米の中でこのぐらい置いてあるという中の段階的には比較して損のないようにやっているとかというところのような話なんだけど、向こうがどういう契約しているとか、どのぐらいの賃料でやっているかというのは分かりますか。

○福與久信大井川港管理事務所長 私どもも見させてはいただいております、ほかのところの民間のほうもお借りしているということではお聞きしているんですけど、やはりうちとしては民間のほうの単価までは分かりかねるものですから、比較はしていない状態で、うちの単価でその分を借りていただいているということになりますので。

以上になります。

○青島悦世委員 もし、うちのところが高ければいいけど、同等とか、あまり安いという

のじゃ、営業的に考えていけば、見合った形で、同じものだもんで、どっちかといったらそういうところ辺も考えての金額になっているのかということは今聞きたかったんです。

- 福與久信大井川港管理事務所長　うちのほうの単価につきましては条例でも定めておまして、それも公表しておりますので、その単価基準というのも当時、各港で違いますので、各港さんのを参考にしながら、うちの港に合う似たようなところも参考にして今の単価を決めております。それもホームページでも公表しており、その単価で契約をさせていただいておりますので、よろしくお願ひします。
- 秋山博子委員　港湾利用とか活性化と関係するのかなと思うんですけども、1つ伺います。港に入港して係留したいという、そういうものは物流だけなのか。または個人で、例えばヨットとかクルーザーのようなもので、それで寄港したいというような、そういうようなときに大丈夫なんでしょうか、その辺は。
- 福與久信大井川港管理事務所長　大井川港は港湾法に基づく港になりますので、物流に関するものは、市が、港湾法でいうと入れません。そこで考えると思うんですけど、漁協さんがあると思うんですけど、漁協さんにつきましては水域占用という形で占用を出しておりますので、そこについては入れる、うちが許可を出して入れるようにしております。焼津漁港さんになりますと農林水産省の管轄になるものですから、漁業をする船しか入れない。漁業関係の船が入る港湾という指定をしますので、よって、うちが港湾という形で物流に関する船を出入りさせます。それで、実際今ヨットに関しては同じような形で、今占用という形で一部船を停泊、もしくは陸に揚げているところもありますけれども、それについては港湾以外の船に関しまして、先ほど言ったように、大井川漁協さんの占用という形で許可を出して入出港しているという形になります。
- 秋山博子委員　そうしますと、物流以外は大井川の港は駄目で、プライベートなそういったものは、例えば焼津港とか小川港とかで占用、そういう対応でしているという、そういうことでしょうか。
- 久保山巖夫建設部長　主に物流で使っていただいているので、例えば客船を入れたい、大井川港でもいいんですけども、そのときには直接我々とお話しするのではなくて、船舶代理店がいますので、それで、岸壁のどの岸壁とかが調整いただきまして、そこに物流の船が入ると、そこは優先的には物流ですよという形で。なので、なるだけ長居できない、できれば動いてもらいたいものですからというので、それを中で調整をするというか。だから、大きい港でも、四日市なんかでも物流なんですけれども、客船が入ると、客船と物流との調整が少し難しい。例えば車メーカーさんがすごい車を出したいんですけど、客船がはっきり言うと邪魔になってしまうとか、そういうことがないように、代理店とか我々が調整していくような形で、入れないことはないんですけども、実際に練習船とかそういうのも入ってきますので、それはうちが呼んだりとかそういう形では使ってもらっていますけれども、そのときには、我々もそうですけれども、代理店さんを中心に使っていただいているという形で使ってもらっています。

以上でございます。

- 秋山博子委員　了解しました。
- 青島悦世委員　遡った話で、先ほど養浜の話をしていたときに、売払いのほうのやつは

スケールヤードを通っていくと。それで、先ほどの説明のときに吉永海岸と言いましたけど、そのところのやつはどういう説明をされたかということで、もう一回確認させてもらうこと。それで、前には吉永は浜へ行って、今さっきの話だと、そこに行っているからそのまま揚げちゃうような感覚で取っておったんですけれども、でも、1回台形に造って、それを測量して、後でブルで押したというようなのもあったと思うんですよ。だもんで、今どういう方法でって、もう一回説明していただけますか。

○福與久信大井川港管理事務所長 歳出における養浜事業のほうに関しましては、まず飯淵海岸のほうに契約された企業さんがトラックを用意させてもらって、バックホウで土を上げて、それをまず、公共東岸壁のほうにトラックスケールがございます。そこで量を計っております。その後、吉永の海岸のほうに運びまして、青島委員がおっしゃったように、まず山に、海岸側の、要はあまり海岸のほうに寄るとトラックがはまってしまいますので、ちょっと陸側に山にして積んでいただいて、その後ブルで少しずつ海岸のほうに押していくという形で整地をしていただいているということになります。

○青島悦世委員 両方とも、とにかくスケールヤードは通っているという意味の話ですね。

○福與久信大井川港管理事務所長 そうです。

○鈴木浩己委員長 ほかにございますか。いいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木浩己委員長 特にないようですので、質疑・意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木浩己委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。議第9号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○鈴木浩己委員長 挙手総員であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第33号「焼津市道路線の認定について」を議題といたします。

当局に対し質疑・意見のある委員は御発言願います。

○安竹克好委員 素朴な質疑をさせていただきます。

道路に認定されるときに、道路幅、6メートルとかいろいろ規格があるかと思うんですけど、居住地、何軒以上があればという、そこら辺を教えてくださいませんか。

○村松一哉土木管理課長 居住区といいますと、そこに、宅地工事をされるところに張りつくところか、それとも市街化区域とか、そういう意味……。

○安竹克好委員 すみません、説明が足りなかったですね。市街化調整区域のほうで、道路があって、例えば家が1軒しかないよとか、そこを狭隘道路みたいな感じで、市の認定道路になるかならないかという線引きですよね。それ、居住の家が1軒とか3軒以上とか、そういうのの規格はない、特にそこは線引きがないんですかね。

○村松一哉土木管理課長 新設で、開発で宅地分譲とかをするときは軒数はございますけれども、今言われる一般のところでは1軒とか、そういうところを市道認定するという、そういうところでしょうか。

- 安竹克好委員 はい。
- 村松一哉土木管理課長 そこは1軒でも、そういうところは市道認定しません。
- 安竹克好委員 私の本当に説明が悪いですね。事例を出します。例えば隣の近隣市町のところで道路がありますと。そこを狭隘道路として市に管理をしてほしいと。そのときに、その道路に面している居住地の家が2軒しかないと。それは駄目ですよと。4軒ないと認可できませんという条例があって、焼津市の場合はどうなのかなと思って。そういうのがあるのかなと。例えばこの道路を、私用地なんですけど、これは狭隘道路として焼津市が管理してくださいと。6メートル道路。そのときに、まだ1軒しかないと駄目ですよと。もしくはここで、隣のところは4軒ないと駄目ですよという法なんですよね。焼津市の場合はどうなのかなと思って、そこら辺は。
- 村松一哉土木管理課長 その場合につきましては、道路の脇に側溝があったりだとか、そういうものとかの私道を市道認定するための認定要件がございますので、そういうもので判断をしているところでございます。
- 安竹克好委員 じゃ、家が1軒あるとか2軒以上、3件以上とか、そういう線はないということでしょうか。
- 村松一哉土木管理課長 そのところは、軒数の要件はございません。ただ、幅員だとか、路面排水だとか、路面の状態だとか、そういうところが要件になってきます。
- 以上でございます。
- 安竹克好委員 了解しました。
- 鈴木浩己委員長 ほかに。いいですか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 鈴木浩己委員長 特にないようですので、質疑・意見を打ち切ります。
- 討論はありませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 鈴木浩己委員長 討論を打ち切ります。
- これより採決いたします。議第33号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。
- (賛成者挙手)
- 鈴木浩己委員長 挙手総員であります。よって、本案は可決すべきものと決しました。
- 以上で建設部所管の議案の審査は終了いたしました。
- 建設部の皆様、御苦労さまでした。
- ここで暫時休憩をいたします。

休憩(10:07~10:16)

- 鈴木浩己委員長 会議を再開する。
- 上下水道部所管の議案の審査に入る。
- 最初に、議第2号「令和4年度焼津市し尿処理事業特別会計予算案」を議題といたします。
- 当局に対しまして質疑・意見のある委員は御発言願います。



○秋山博子委員 予算書の214ページのところです。歳入の2款1項2目、不用品売払収入、これは科目設置というふうに説明いただいたんですけど、どのようなものをどのような方法で売り払うことを想定しての科目設置かというのを教えてください。

○天野勝義下水道課長 基本的には科目設置なんですけれども、事業を行う中で備品とかそういった売買に値するようなものがあつた場合に売り払って、それを収入にするというようなことを想定しております。ただ、何が該当するかというところまでは細かいところは想定していないんですけども、仮にそういったもともと財産として持っているものを修繕したときとか交換したときに財産として再利用できるものとか、リサイクルで売却することができるものとか、そういったものの売却益を見込んで科目設置をしているものでございます。

以上です。

○秋山博子委員 今までにもこういったことでの収入というのはあつたんでしょうか。

○天野勝義下水道課長 私が記憶している限りではございませんでした。ただ、複数年前のところまではちょっと記憶がないものですから申し訳ございませんが、ここ10年ぐらいではそういったものはないというふうに記憶してございます。

以上でございます。

○秋山博子委員 その売払いの方法なんですけれども、ニュースでは役所がメルカリに出品をしてどうしたというような、そういうようなニュースが流れてくることもあるんですけども、具体的にまだそういうことが発生しているわけではないということなので、いろいろ方法は検討していただけるといいのかなというふうに思いました。

○天野勝義下水道課長 ありがとうございます。

確かにメルカリとかに売却は考えてないですけども、よくあるのが例えば鉄くずとか、そういったもののリサイクルみたいなものに関しましては、そういった業者さんから見積りを取りまして、価格のほうも比較検討させていただいて、その中で一番有利なところに売却という手続を行っておりますので、仮にこういったものが発生した際にはそのような手続で売却をしたいと考えております。

以上でございます。

○秋山博子委員 了解です。

○安竹克好委員 歳出なんですけど、バキューム車の購入の費用が発生しておりますけど、そもそもバキューム車の耐久年数というんですか、何年利用というのが決まりであるのか、ないのか、そこら辺をまずお伺いします。

○天野勝義下水道課長 ただいまのバキューム車の購入の目安でございますけれども、使用期限は10年間、走行距離は10万キロ以上をまずは想定してございます。

以上でございます。

○安竹克好委員 ありがとうございます。

10年と10万キロという数値があるということで、これは廃車になるんでしょうか。それとも、他の国とか、そういうところに持っていくとか、ここで廃車になるのか、そこら辺、教えてください。

○天野勝義下水道課長 バキューム車の用途が用途なものですから、基本的には廃車ということを考えております。そういう手続をしております。

以上でございます。

○安竹克好委員 了解です。

○河合一也副委員長 今回のバキューム車の件なんですけど、去年は3トンと4トン、2台購入しての3,000万円ぐらいのあれですけど、今度は3トン車1台でこの値段、3トンも4トンも基本的に大きさに関係なく同じぐらいの費用だという理解でいいんでしょうか。

○天野勝義下水道課長 令和3年度、今年度は3トン車と4トン車の購入をしました。来年度が3トン車の予算を要求しております。基本的に、価格でございますけれども、4トンのバキューム車では令和3年度の予算のときには1,550万円ぐらい、3トンでは1,490万円ぐらいなものですからほとんど差はないんですけども、用途に関しましては道路が狭いところだったり、そういったところに3トン車を使うというような仕分けをしておりますので、目的によって車両のほうを使い分けております。

以上でございます。

○河合一也副委員長 去年、千四百何万円、今度は1,600万で、これは同じ3トン車でも違うということなんですか。

○天野勝義下水道課長 基本的に業者のほうから見積りをいただいておりますけれども、やはり諸物価値上がりの折、令和3年度の見積りのときは基本的には令和2年度で見積りを取っておりますので、1年以上たっているものですから、やはりメーカーのほうからの見積りなども価格が上がっている関係がございますので、それに相当する予算のほうを要求させていただきました。

以上でございます。

○河合一也副委員長 ついでにちょっと、その上のバキューム管理費も燃料費が去年より上がっているというのは、やっぱり今の燃料代の高騰を加味してということでしょうか。

○天野勝義下水道課長 はい、おっしゃるとおりです。燃料費に関しましては、市の場合には出納室のほうで一括、単価のほうの改定とかを行っておりますけれども、今回、予算要求に当たりまして出納室のほうの単価のほうを使用しております。

以上でございます。

○河合一也副委員長 了解です。

○村松幸昌委員 し尿運搬委託事業費、これは対前年に対して三角の1,300ぐらいですよね。これは今は新屋中継槽から大井川環境管理センターに持っていくんですけど、結局この差というのは今まで藤枝環境管理センターに持っていった分がなくなったから出たということで理解していいんですか。

○天野勝義下水道課長 まず、運搬の見込みに関しましては、令和2年度の下半期の実績と令和3年度の上半期の実績で試算をしております。実際に大井川環境管理センターができたことによって直接投入とかを行っておりますので、効率のよい作業をしていることから新屋中継槽から大井川環境管理センターへ持っていく処理量そのものが少し減っているということで、それで実際には運搬費用のほうを減額で要求させていただいたところでございます。

○村松幸昌委員 そこは分かりました。

もう一点、今言った1,300というのは、結局そこで差が出てくると、ほぼほぼ余った

分というか、その差額は基金の積立金に入ってくるというふうな形で見込んでもよろしいですか。

○天野勝義下水道課長 おっしゃるとおりでございます。最終的に決算で基金のほうに組み込ませていただきます。

以上です。

○鈴木浩己委員長 ほかにございますか。

○秋山博子委員 歳出の1款1項1目で216ページのところなんですけれども、し尿事務費として説明で会計年度任用職員24人の人件費ということでした。これは予算のほうの219、220ページ、正規の職員と会計年度任用職員の人数の前年度との比較を見ますと、正規職員がマイナス2になっており、会計年度任用職員がプラス5になるということで、それで会計年度任用職員24人の人件費ということになると思うんですけれども、正規の方がマイナス2、会計年度任用職員の方がプラス5、この背景といいますか、理由、それから、この会計年度任用職員24人の方がフルタイムなのか、パートタイムなのかということ、また、性別はどうか、教えてください。

○天野勝義下水道課長 まず、正規職員に関しましては、令和3年度が12人、令和4年度も12人でございます。会計年度任用職員なんですけれども、し尿処理の体制が21人、業務のほうの補助で1名でございます。フルタイムかパートタイムかという御質問なんですけれども、し尿処理の作業に関わります会計年度任用職員はフルタイム、それから、事務所のほうで清掃作業をやっていただいている会計年度任用職員の方がいらっしゃるんですが、その方はパートタイムということでございます。ですので、令和4年度の職員体制といたしましては、正規職員が12名、会計年度任用職員のし尿処理作業員が21名、会計年度任用職員の業務員が1名、合計で34名の体制で行う予定でございます。

以上でございます。

○秋山博子委員 もう一度、人数の確認なんですけど、予算に関する説明資料の187ページを見ますと、会計年度任用職員24人ということで、し尿収集職員の方は22、事務員が1、業務員1というふうになっていますけど、これはこれでいいわけですよ。

○天野勝義下水道課長 予算上はそれだけの予算を要求しております。今、私が言ったのは現在の体制でございまして、実際、会計年度任用職員なんですけれども、雇用しても辞められる方がいらっしゃいます。ですので、常に雇用をしておりますので、予算としては少し多めに会計年度任用職員のほうの予算を確保しているという状況でございます。

以上でございます。

○秋山博子委員 そうすると、会計年度任用職員が本年度24というこの数字はそういう流動があるということで、予算としては多めにこのように出していると、そういうことなんです。

○天野勝義下水道課長 おっしゃるとおりです。予算といたしましては少し多めに要求させていただいておりますので、その予算の枠の中で人員のほうの配置をしたいと考えております。

以上でございます。

○秋山博子委員 もう一度、正規、会計年度任用職員以外の職員の数字なんですけれども、先ほど12というふうにおっしゃいましたが、予算書の219ページを見ると、前年度18、

今年度16、ここで比較してマイナス2とあったので、このマイナス2というのはどういうあれでというふうに伺ったんですけど。

○天野勝義下水道課長 こちらのほうの職員は事務局の職員も入ってございますので、先ほど私が言ったのは収集作業に関わる職員の人数を申しましたものですから、こちらの数字のほうにはセンターの事務所のほうの人数も入ってございますので、その数字になると思います。

○秋山博子委員 そうすると、センターのほうの事務の方がマイナス2ということになるわけですね。収集の方は人数は変わらないということでしたが、それはどういうことですか。

○天野勝義下水道課長 令和3年度には事務局職員のほうも予算要求上は多めに入る。多めに入ると言ったら失礼ですけど、人事のほうの配属で多めに配属の予定があるというふうに予算上は要求させていただいたんですが、結果的には組織の改変もあったものですから現在の事務体制に収まりましたので、令和3年度の予算要求と実際の現場で行っている体制とはちょっと人数が異なると思いますけれども、令和3年度はちょっと余分に、人数を多めに予算を要求させていただいたというふうに御理解いただければと思います。

○秋山博子委員 了解しました。ありがとうございます。

○杉崎辰行委員 大変言いづらいところのことをお聞きします。

今、支出のほうの186ページ、一番上のところなんですけど、し尿処理事業特別会計に係る正規職員16人の人件費と出ています。今現在、これは私もちょうと解釈があれだな。市の給与規定がありますよね、焼津市職員の給与規定。この16人の中にそれと全く同じ給与規定で全員がそうなのか、何人その規定の中にいるのか。この退職予定者2名とありますが、その人たちはどういう給与規定の基準になっているのかというのを説明できたらお願いします。

○天野勝義下水道課長 基本的に正規職員に関しましては職員の給与費の現業職の1号表のほうを適用してございますので、ですので、それは間違いございません。正規職員に関しましては現業職給料表の1号表を適用してございます。2名の方の退職に関しましては、今年度、令和4年度に作業長と作業次長の方が定年退職をされるものですから、その定年退職に関する費用に関しましても条例のほうに基づいた退職手当のほうの予算を要求してございます。ですので、条例に基づいた予算という形で考えていただければと思います。

○杉崎辰行委員 そうすると、今この16名は全員同じ基準の中の給与基準でやられているということで、私がこの質疑をするのは人件費に関わることで誠に言いにくいんですけども、市の職員の皆さん、新規採用で入られるとき、学卒で大体入られるんですが、一定のルールの中の試験とか、全部受けて入っていますよね。現業職の方ってそうじゃない方もいらっしゃるわけですよね。そこで、給与基準、差をつけてはいけないんだろうけれども、やっぱりそこに一定、ちょっと言いにくいけど、一定の差はあってもやむを得ないということも考えているんですよ。前にこれを少し見ていったらほとんど変わらない状態になっているものだから、果たしてこれが平等性と、かえってこれが平等なのかなという疑問を感じたことがあったもので、それで今ちょっと聞いてみました。

その流れの中の1つで、上から3行目のところで、今年、会計年度任用職員の全体の

事務費、大分金額が増えているんですが、ここの増えている理由も先ほどより人数が変わったからそういうふうになったのか、そこをちょっと教えていただきたい。

- 天野勝義下水道課長 まず、給与の体系に関しましては、正規職員の雇用が随分昔なものですから、最近では正規職員の雇用をしておりませんので、基本的に正規職員が雇用される場合には、そのときの年齢でありますとか、例えば社会人枠でしたら前職換算みたいなものが多分人事のほうでその辺りは計算をしていただけたらと思うんですけども、今のセンターの現業職に関しましては当時新卒で採用されていると思いますので、何年採用というのは人によっていろいろあるんですけども、そのときに人事のほうで決めた給料表のスタートラインがあるんですけども、そこから順々に上がって行って、その後、役職がございますので、例えば自動車運転手、主任自動車運転手、副班長、班長というように階級と申しますか、昇格をするに当たりまして給与のほうも上がってございますけれども、基本的には給料表の枠の中で行っております。人件費もそういったことなんですけれども、今は正規職員の数が少なく、正規職員と会計年度任用職員の両方で作業のほうを行っております。実際は会計年度任用職員のほうが多いものですから、例えばバキュームカーに乗るときにも正規職員が班長として車に乗って、その方がイニシアチブを取って計画を立てて、どこを回るんだというような指示も全部して、会計年度任用職員がサポートにつくというような体制で行っております。会計年度任用職員が多いのも、正規職員のほうの雇用は今していないものですから、会計年度任用職員でしたら職安とかに募集をかけて随時入ってきていただいて、辞める方も中にはいらっしゃるものですから、その中でできるだけ人数をたくさん雇用させていただいて、作業量を低下させないように会計年度任用職員の人件費だけは確保したいということもあるものですから、そこで予算の要求上の数字と実数とはちょっと乖離があるんですけども、予算上は多く雇用したいという気持ちがあるものですから、人事のほうに話をさせていただいて予算のほうはちょっと多めにつけさせていただいております。

以上でございます。

- 杉崎辰行委員 そうすると、単純に言うと、正規職員のほうが今給与のバランスは年々下がる可能性があるよというふうに解釈していいんですか。
- 天野勝義下水道課長 今のまま現業の正規職員の方がいらっしゃると、当然、令和4年度に2名の方が退職されるものですから、そうすると、正規職員の方が少なくなってくるので、このままいきますと正規職員の人件費は下がっていくということになります。

以上でございます。

- 杉崎辰行委員 ありがとうございます。
- 秋山博子委員 今いろいろ予算はこうなんでしょうけれども、実際はこうなんだという話を伺ったんですけども、例えば会計年度任用職員25で出されていますが、それは辞める方がいるから多めにとということで、そうすると、定数と申したらいいんでしょうか、この人数がいて、例えば20人が定数と申しますか、うまく回るんですけども、辞めていく方が多いからプラス5にして25にしてあるよということなのか。必要な人数というのはどこにあるんでしょうか。
- 天野勝義下水道課長 現時点で定数を決めているわけではないんですけども、バキューム車のほうが基本的には2人体制で乗っておりますので、バキューム車が17台という

体制ですと、そこで32人の人数がかかってまいりますので、です、それに作業長、作業次長が入りますと35人程度の人員が必要になるというふうに考えております。ですので、車両の台数と、それから、それを総括する人間の枠の中で考えたいと思っております。ただ、総数に関しましては、定数というものが、定数条例を持っているわけではございませんので、です、現在の収集体制、バキューム車のほうの台数による収集体制のほうを維持できる人数というふうに考えてございます。

以上です。

○村松幸昌委員 杉崎委員と秋山委員が今お話ししていた人件費の話なんですけど、そもそも尿事業が焼津市は公共下水道を今のままでいくという話をしましたよね。ということは、これから浄化槽が増えるんですよ。私もその担当課長でいたんですけど、そのときは下水にするから限りなくし尿事業は、いわゆる生し尿ですね。くみ取りのものをというふうな形でシフトしてきたんですけど、そこで大きく事業転換したんですから、職員の在り方も根本的に変えてくる必要があるんじゃないのかなと。それで、今この正規職員については一般行政職の給料表じゃないですか。当時は現業職の給料表があって、そこで採用されている人が今退職していつているんですよ。もし補充するなら、昔へ戻るじゃないけど、そこまで含めて根本的にこの在り方を考えていかないと、今に臨時職員しかなくなっちゃいますよ。今、志太広域がそうなんですよ。2市で出る職員で本当に向こうのプロパーというのがいなくなっちゃうもんですから、事業の継続というふうに考えたときにそれでいいのかなと。皆さんもいずれ異動していつてなくなっちゃいますから、やっぱりそこはそこでシフトを考えていかないと。どうするのか。民間委託をするなら民間委託するという形でやるとか、もうそろそろ決めていただいたほうが私はいいかと思いますので、ちょっと意見として言わせてもらいました。

○杉崎辰行委員 私も先ほどの、同感なんですよ。現業職を持っているところ、なかなか大変なんですよ。学校給食もそう。ああいうのも、今言ったように、やっぱり少しこういうところからの提案で、非常にやりにくいけれども、ぜひまた先を見た話でそういうことをやっていただけたらと思います。

歳入のほうで1つお聞きします。くみ取りの手数料なんですけど、3,400万円の増額になっていきますけど、私、説明を聞いたのか聞いていないかちょっと記憶にない、ここに増額利用と括弧で書いてあるもので、何でこういう予算になったのか、御説明願えますか。

○天野勝義下水道課長 くみ取り手数料ですけれども、令和3年度の上半期の実績と令和2年度の下半期の実績による見込みで算定をしております。昨今、非常に効率のいい業務を行っておりますし、加えて大井川環境管理センターができたことで本当に収集量、持っていつて向こうで処分していただける体制がようやく整ったものですから、それもありまして手数料のほうをちょっと多めに見込んでいるというところでございます。実績に基づいた数字でございます。

以上です。

○杉崎辰行委員 ありがとうございます。

○鈴木浩己委員長 ほかにございますか。

○増田 亘上下水道部長 先ほど御質疑の体制を本当に見直すというお話でございますけ

れども、当然、私どもが新たな上下水道部になってから下水道事業も当然し尿とかみ合わせて考えなきゃならないということで、その問題につきましては今こうするとはちょっと申し上げられないんですけれども、年度当初より事務の引継ぎという形で、全庁、主なところを交えながら話し合いを進めているところでございます。次年度には少しでも明るい方向が出ているように頑張っておりますので、よろしくお願いいたします。

○鈴木浩己委員長 じゃ、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木浩己委員長 ほかにございませんので、質疑・意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木浩己委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。議第2号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○鈴木浩己委員長 挙手総員であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第10号「令和4年度焼津市水道事業会計予算案」を議題といたします。

当局に対して質疑・意見のある委員は御発言願います。

○河合一也副委員長 教えてほしいのは、令和2年度は2か月減免したというのがありましたよね、水道料金の。今回は令和3年はなかったですよね。その違いは見てとれる部分はあるのでしょうか、数字的に。

○落合和弘水道総務課長 令和4年度と令和2年度の比較というのはこの予算の中ではなかなか比較はできませんが、収入的には減免額はありませんで、令和2年度の決算よりは大きな金額になるということになります。

以上です。

○河合一也副委員長 何か数字的にちょっと大きいのかなと思って、なかなか見てとれないなというのがあったので質疑させていただきました。

あと、もう一つ、このコロナ禍で家にいる人が多くなって、例えば家庭用の水道使用量が増えていくとか、逆に企業面は変わらないかもしれないけど、旅館とか、そういう企業面では減るとか、そういう変化というのは、それは我々は見えないでしょうけど、見てとれることになるのでしょうか。

○落合和弘水道総務課長 委員の御質疑にお答えいたしますが、令和2年度におきましてはやはり巣籠もりがありまして家庭用の水量が微増で、そのほかの事業用のほうが大分減少をしておりました。令和4年度の予算を見込む際には、その水量、口径ごとの水量を見ております。13ミリから20ミリというのが大体家庭用なんですけど、こちらのほうについては令和2年度に比べて令和3年度、多少率が減少しています。25ミリ以上、比較的事業用とか旅館用のものにつきましては、逆に去年に比べて増量といたしますか、水量が多くなっておりますので、議案の説明をさせていただきましたが、そういったことで事業用の比較的大きな口径の水量が多くなっておりますので、令和2年度のコロナ禍の頃よりは回復傾向にあるということで、水量については見込んでございます。

以上でございます。

○河合一也副委員長 家庭用、微増ですよ。そうですね。世の中の景気がこういうところにきっと表れてくるんだろうなと。やっぱりそうなんだなと思いました。ありがとうございました。

○鈴木浩己委員長 ほかにございますか。

○村松幸昌委員 ちょっと特化した話なんですけど、焼津はサッポロビールがありまして、大体7%ぐらい、300ミリ、直送で行っていると思うんですけど、あれももうそろそろ管が古くなってきて、その辺のがどうなのかなと現状をお伺いします。

それと、もう一つ、全国的に見るとビールの消費量が減って、キリンとかアサヒは工場を閉鎖しているという情報もあります。ですので、いてもらわにゃ困りますので、サッポロビールの本社に行ったりして、ぜひ焼津にとどまってくださいというようなことはしているんですか。その2点、お願いします。

○川崎 洋水道工務課長 サッポロビールの専用管なんですけれども、一応うちのほうで水道ビジョンにのっとして管路の更新を計画しておりまして、令和6年度から着手しようという計画になっております。令和11年が一応完成ということで6年間の更新計画を立てております。管路については以上です。

○落合和弘水道総務課長 サッポロビール等の交渉ですけれども、今、管路の更新の中で工場長さんとか、そういった方とお話をさせていただいて、管路の更新につきましても使用料の中から回収していくような計画になっておりますので、当然そういったことでいただくという前提で更新計画を立てているところでございますので、営業みたいなことはしていないんですけれども、そういったことでサッポロビールさんの工場の方とは交渉をしているところでございます。

以上です。

○村松幸昌委員 分かりました。サッポロビールの管は柘宜島から焼津中央高校のバックネットの裏を通って笑子橋の水管橋を通って川を越えているんです。そんな関係でいろいろ大変かもしれませんが、やっぱり市にとってはならない企業かなというふうに思っていますので、ぜひぜひその辺のことをフォローしていただければと思います。お願いします。

○鈴木浩己委員長 ほかに。

○杉崎辰行委員 同じことを言っはなんですけれども、あそこは緊急時の水の供給として地域に貢献してくれるという契約もできているものですから、ぜひその点、よろしくお願いします。

それで、令和4年度のキャッシュフロー計算書のことでお聞きしたいんですけれども、2番目に投資活動によるキャッシュフローということで、有形固定資産の取得のためにここに金額が出ております。14億4,887万8,000円の現金が出ていくよと、このために。財務活動のところでは、結局、借入れですよ。その関係で増える金額が5,800万円、そうすると、この有形固定資産取得のためにどこからこのお金を使ってくるのか。結果的にキャッシュが減りますよね、2,900万円。その要因が何であるかという説明を、要するにこのキャッシュフロー、私が説明しろと言われればしちやっってもいいんだけど、もう少し分かりやすく説明したほうがこの前のときもみんなが理解できるんじゃないかな



いかなと思うんですよ。それで、私、今2番のところの資産増額がこれだけあるのに、増額というか、要するに現金が出ていくわけですよ。この資産総額のどこに反映されて何を取得するのか。そして、この資金手当てをどこからどうつけるのかという御説明をお願いします。

○落合和弘水道総務課長 杉崎委員の御質疑にお答えいたします。

まず、有形固定資産の取得につきましては、こちらは4条の資産の関係で資産のほうの取得をしていきますので、そこの支出になります。現金につきましては、ちょっと分かりにくくて申し訳ないんですが、11ページのところから始まる令和4年度の貸借対照表と、それから、令和3年度の貸借対照表のところのそれぞれ流動資産のところから差額が出てくるような計算になっております。

○杉崎辰行委員 有形固定資産の取得というのは、これは具体的には何が増えるんですか。

○落合和弘水道総務課長 例えば今年の予算でいいますと……。

○杉崎辰行委員 配管布設工事とか、そういうのだろうね。

○落合和弘水道総務課長 そうですね。次ページの資本的支出のところの建設改良費の中で行う管路の布設工事とか水源施設工事で、管路とかそういったものが固定資産という形で、完成したときに固定資産という形になります。

以上でございます。

○杉崎辰行委員 ごめんね、俺、意地悪で聞いてはいないんだけど、分かりやすく、説明はね。結局そういうことなんですよ。配管にこれだけのお金がかかると。ここに計上している有形固定資産というのは、その配管とか、例えばこの前やった改良、浄化槽そのものね。そういうのを含んでそういうものの設備をしているものだから今後もこのところはどんどんお金を投資していかなきゃいけませんよ。このお金を工面するためには公債を発行します。企業債を発行しますよと。企業債発行だけで間に合わないものは、今持っている流動性のお金、それを引き当てていきますよと。結果的にここの資金の増減、キャッシュフローの下から3段目、2億9,000万円、この分はそっちの今ある現金の中から充当していきますよと。キャッシュフローだもんでお金のフローの説明をしっかりとやっていくほうがいいかな。これ、病院会計も同じなんですよ。こういうものを持っているところ、どうも説明がややこしい。金融機関にいればこんなことは常識的に頭の中に入っているもんだからそういう流れは分かるんだけど、そういう説明をしておかないと、お金の流れがどうなっているのかな、この予算を組むためのベースがどこにあって、ベースというか、ここへ来ているもののベースがどこにあるのかなというの。またそういう説明のほうでひとつお願いします。

それと、私、毎年言っているんですけど、このキャッシュフローだけは令和4年度のキャッシュフローじゃんね。令和3年度、今年の決算がまだできていないけれども、本当は最低でも3年ぐらいは比較で並べたほうが分かりやすいと思います。そのためには前の年のを持ってきてくださいねという形で言っておけば済むことなんだよ。そうすると、どの部分のお金がどういうふうに動いているんだろう、そうすると、結果的に企業会計なのでこことしてはこれはキャッシュが将来的に足りなくなるわけじゃないな、でも、このお金はここへ投下していかなきゃならないなと予想がつくもんだから、ひとつそういうことで善処願います。

○鈴木浩己委員長 ほかにございますか。

○秋山博子委員 先ほど、し尿のほうで村松委員からも職員の体制と申しますか、そのお話があったんですが、やはりこの水道事業に関してもそういった考えの下で計上と申しますか、職員を育てていくというような、そういう中で体制を組もうと、そういう方向でいらっしゃるといふことではないでしょうか。

○増田 亘上下水道部長 委員おっしゃるとおりでございます。当然に水道に限らず、焼津市の特に技術部門、私もそうなんですけれども、技術部門の職員を大事に、人が財産なものですから大事に育てていくということで、各種研修に参加したり、あと、OJTで丁寧に教えていくというような体制を整えております。

以上でございます。

○秋山博子委員 本当にその技術、プロフェッショナル度と申しますか、すごいなというふうに思うんですけど、そうすると、そういったことがこの予算書の8ページ等に級別職員数というのがありまして、それを見ますと1級から8級まで、構成比はこうですよというようなものがあって、この上の部分と下の部分のバランスと申しますか、その辺を考慮してこういう構成に、考慮しての構成というのはおかしな言い方ですけども、新たな職員を育てるといふような仕組みをずっと継続できるようにされているということで見ればいいのでしょうか。

○増田 亘上下水道部長 これで見ますと、いわゆる技術職員までは分からないんですけども、現実を申しますと、実は市だけではないんですけども、一時期、コンクリートから人へ、そういう時代があったときに全国的に技術職員の採用を控えたというような実態がございます。当市におきましても、特に30代、今の三十二、三ぐらいでしょうか、それから40くらいまでの10年間、空白ができてしましまして技術職員がおりません。これは県も国交省も同じような形で、非常にその区間の人材がないということで大変苦労しているところでございます。そういう中で、社会人枠とか、そういう形でその穴を埋めるような形で努力はさせていただいているんですが、なかなかその部分をうまく伝承していくというのを現在苦労してやっているところというのが現状でございます。ですから、技術職員等の号級がもしあるとすれば、そういうところできれいな流れにならないで、ちょっと穴が空いてしまっているというのが現実ではございますが、そこを埋めるべく努力しているというのが現状でございます。

以上でございます。

○青島悦世委員 今、水道管の民間でいうと、民間というか、市民のところという13ファイ、20ファイまでとかという話があったけれども、その工事をやって道路を横断して、短い道路でも横断してやったときに、その復旧のためにどういう基準になっているのか。

○川崎 洋水道工務課長 本管から自宅の給水管を布設していくに当たって当然道路占用を取っていかなくちゃいけないんですけど、その道路占用に基づいて復旧基準というのがあります。それに基づいて復旧させていただいています。

あと、へこむかどうかというのは、当然、舗装するまで1か月間、そこで自然転圧をさせているんですね。ですから、それが自然転圧で地盤のほう安定するということで、その後、舗装をかけているものですから、なかなかへこむということはそうそうないとは思いますが、施工がうまい下手ということではないと思います。復旧にしたが

って舗装構成をちゃんと復旧基準に基づいて施工していますので、へこむというところがあれば、当然そこで電話をいただいてまた再復旧をしていただくということで私たちが業者さんに指示をすることはあります。

以上でございます。

○青島悦世委員 もう一つ、例えば管を1本、20でもやったと。そうすると、その場所がどのくらいの、今、私がこれはと言ったけど、実際にはこのくらい、大きく掘って何メートルとかとあると思うんですよ。じゃ、完工検査とかというのは誰がやっているんですか。

○川崎 洋水道工務課長 給水管については、舗装復旧に当たっては道路交通状況によって舗装構成が変わってくることもありますので、交通量によって。そうすると、その舗装復旧に当たって復旧幅が変わってくるものですから、当然掘るときには50センチくらいの幅で掘っていきますけど、舗装構成が厚くなれば、その分広く舗装復旧しなきゃいけないというような復旧基準になっております。終わった後の検査ですけれども、給水工事についてはうちのほうで給水工事の完了届が出てきまして、それをうちの職員が現地を見に行き行って検査をしております。

以上でございます。

○青島悦世委員 さっきの説明でいくと、現地が完成するというので、それで、沈んだ部分を後からもう一回行かなきゃできないと思うんですよ。実際にそこら辺が行われているかどうか、ちょっとしつこい話だけど、実際にこれほどの幅しか掘っていないんですよ。だもんで、そんなことはないだろうと。もうちょっとこうなるんじゃないか、もっと広がるんじゃないかと。それでよく通っているなという話で今聞いたわけですけれども、そういうところもあるんですよ。だもんで、そこら辺もまた見てください。

○鈴木浩己委員長 ほかにございますか。いいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木浩己委員長 特にないようですので、質疑・意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木浩己委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。議第10号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○鈴木浩己委員長 挙手総員であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第12号「令和4年度焼津市公共下水道事業会計予算案」を議題といたします。

当局に対し質疑・意見のある委員は御発言願います。

○秋山博子委員 予算書の20ページのところになりますが、収益的収入及び支出で収入のところ、他会計負担金で雨水処理負担金というのがございますけれども、これは2億120万2,000円とあります。これはどういうものであって、どういう計算なのかというのを教えてください。

○天野勝義下水道課長 他会計負担金でございますけれども、予算上は2億1,202万2,000円でございます。こちらのほうの内容といたしましては、雨水処理に関する経費の減価償却費と、それから、雨水に関する経費の利息、それから、雨水に関する経費の維持管理をそれぞれ算定させていただいて、その合計の金額がこちらの金額になっております。

以上でございます。

○秋山博子委員 雨水処理というのはどういう方法でやるというものなんでしょうか。

○天野勝義下水道課長 公共下水道に関しましては、汚水処理に関する事業と、雨水処理といまして雨が降ったときに排除する雨水幹線みたいなものをつくっている事業がございます。この雨水に関する事業というものは汚水に、いわゆるトイレとか、台所とか、水を処理する汚水処理、それがポンプ場から下水処理場に行っているものがあるんですけれども、それらを除いた雨の雨水幹線とか、そういった雨排水を排除するために活用する費用について負担金を取るができるよというようなルールがございますので、それに基づいた一般会計からの負担金でございます。

以上です。

○秋山博子委員 そうしますと、雨管路といいますが、その長さによってこれが、それを計算に持ってくるということなのか、量によるものなのか、どういう計算なんでしょうか。

○天野勝義下水道課長 まず、減価償却に関しましては、これまでつくってきた資産がございますので、それに対する減価償却費のほうを計上してございます。延長というよりは、実際に令和4年度で実施する雨水施設の維持管理に関わる経費みたいなものを計上してございますので、実際には今現場のほうは行っておりませんので、減価償却費と維持管理に要する経費が主なものでございます。

以上です。

○秋山博子委員 雨水というと、降雨量に応じて量というのは変わってくるものだと思うんですけれども、そういったことは別にこの処理に関して特には影響するというか、そういうことではないというふうに考えればいいんですよね。つまり管路の延長とか、施設の減価償却ということでこの計算がされているということでもいいんでしょうか。

○村松幸昌委員 課長、具体的に河川の名前を言ってやるほうがいいよ。だって、今、秋山委員は下水道の分だからメーターがあるからと思っているんだけど、雨水は違うじゃん、根本的に。

○天野勝義下水道課長 分かりました。

雨水に関しましては、例えば一番分かりやすいのが黒石川雨水幹線というのがあるのがお分かりになりますでしょうか。市役所のちょうど海側のところにある河川なんですけれども、通常においては普通河川と見た目は変わらないんですけれども、そういった河川の整備を下水道の計画に基づいて下水道の予算で事業を実施したものが雨水幹線と言われているものがございます。それらの雨水幹線の整備を行うために必要なものが雨水に関する経費であり、また、他の下水道事業が何十年もかけて実際にそういった雨水幹線の整備をやってきたものの減価償却みたいなものをこちらのほうに入れております。それに関しては一般会計からの歳入なものですから、一般会計からの繰入れで頂くこと

ができるものですから、実際に様々な一般会計からの繰入金を頂くことができるんですけども、国のルールで雨水に関する処理に関しては一般会計の対象になるということになっているものですから、それで一般会計から負担金を頂くためのルールとして、雨水の関する施設のこれまでの減価償却費と雨水幹線とかを維持するためにかかる維持管理費については一般会計からの繰入金の対象となりますので、それらを歳入として計上してございます。

以上です。

○安竹克好委員 予算からちょっと外れちゃうかもしれませんが、本市のマンホールの蓋の数と耐久年数といえますか、何%ぐらいのところかもう耐久年数が来ちゃっているよとか、数値が分かったら教えてください。

○天野勝義下水道課長 まず、現在把握しておりますマンホールの数なんですけれども、5,548ございます。それで、耐用年数なんですけれども、マンホールの蓋の磨耗とか、そういったものがございまして、おおむね20年前後くらいで耐久性が劣るといふふうに言われております。下水道の施設に関しましては、令和2年度にストックマネジメント計画というものを策定させていただきまして、マンホール蓋を含め、マンホール、それから、下水道の本管、そういったものを50年で実際に維持管理をしていきたいと思いますという計画を出させていただいております。そんな中でマンホールの蓋に関しましても今年度より改築の工事のほうに入っております、ちなみに今年度は88か所のマンホールの蓋を交換いたしました。その選定理由といたしましては、災害時の緊急輸送路等の重要な幹線が通る道路の中にある下水道の管のマンホール蓋を交換いたしまして、令和4年度の当初予算では21か所の予算を要求してございます。これもストックマネジメントの計画の中でマンホール蓋だけではなくて、当然、市のほうの全体の予算がございまして、様々な下水道事業の計画でありますとか、管渠とか、処理場とか、様々な維持管理費がありますので、改築更新のお金と合わせまして当初予算の中で平準化できるような予算を組みながら、少しずつ計画的にマンホール蓋のほうの交換も行っていきたくて考えております。

以上でございます。

○安竹克好委員 明確な数字を答弁いただき、ありがとうございます。

今の答弁ですと、令和4年度は21か所とか、そういう数を交換していくとか、緊急の大事な道路だけはしっかりやっていくということは分かりましたが、では、マンホールの蓋を交換するというのは年数で交換するのか、もちろん今おっしゃった大事な緊急車両が通るところだとか、そういう大事なところはやっていくと。それ以外にも年数で交換するのか、それとも目視でやるのか、そういうところ辺はどのような判断なんですか。

○天野勝義下水道課長 委員のおっしゃるとおりでございまして、ストックマネジメント計画の中では目視でやる部分と、それから、時間が経過した年数で交換する部分、それから、耐用年数で交換する部分といろいろ考えてございまして、基本的に今年度88か所施工させていただいたものも緊急輸送路の道路の中で、かつ劣化度の、現地を調査いたしまして劣化度の著しいもの、要はこれはもう交換したほうがいいよねと現地で確認したものを優先的に交換しているというところでございますので、現地の状態を確認して

交換をするということ、それから、設置年数によって交換する箇所等を、予算も限りなくあるものではないものですから、現地の調査をして現状がどういうものなのか、それをいつどの程度、どの時期に交換をすればいいのかというものを予算等を鑑みながら計画的に交換をしていくということで今後の維持管理をしていきたいというふうに考えております。

○安竹克好委員 ありがとうございます。

目視での検査、5,548でしたっけ、全てを見るのはどのように見ているのか、何人で見ているのか想像がつかないんですけど、大変な作業かと思われんですけど、どこだかの自治体ではマンホールの蓋をLINEで写真で撮ってどうのこうのすると、そういうサービスを行ったら3日間でその市町のマンホールの蓋の写メが送られてきたと。そして、それを点検材料にされたという記事を見ましたので、またそのような、これからデジタル、目視でももちろん見なきゃならないんですけど、デジタル活用とか、またそのような形を取っていただければと思ひまして言わせてもらいました。

以上です。

○鈴木浩己委員長 ほかにございますか。

○秋山博子委員 今のマンホールの交換については、予算書で見ると、御説明は21か所だったんですけど、令和4年。それで、予算は880万円ということなので、1つ当たり40万円ぐらいかかるということでもいいんだと思うんですけども、よくマンホールのデザインが注目されるとか、いろいろあると思うんですが、この更新に当たっては何かアイデアといいますか、お考えはあるんでしょうか。

○天野勝義下水道課長 マンホールの蓋のデザインに関しましては、委員からお話がありましたとおり、焼津に関しましては、富士山でありますとか、カツオでありますとか、そういった全部で4種類のマンホールの蓋がございまして、1つはマンホールカードにもなって全国的にも人気を博しているところでございます。ただ、今回21か所改築をするところに関しましては車道でございまして、車道に関してはデザインマンホールではなく、スリップ防止のためのマンホールの蓋に凹凸がついておりまして、加えてロック式といまして、密封型、雨水が入らないようにもう完全に密封されて、ロックを押さないと開かないというような、要はいたずら防止、雨水の浸入防止、それから、車が通っても滑らないように頑丈なものというようなもので、高機能型のマンホール蓋と私どもは呼んでおりますけれども、そのようなマンホール蓋で改築を予定してございます。ですので、現在、デザイン型のマンホール蓋もございましてけれども、それらの交換をする場所におきましてはそういったデザイン型のマンホール蓋について交換のほうを考えていきたいと考えておりますが、来年度に関しましては車道でございまして、高機能型のマンホール蓋を予定してございます。

以上です。

○鈴木浩己委員長 ほかにございますか。いいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木浩己委員長 ほかにないようですので、質疑・意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木浩己委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。議第12号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○鈴木浩己委員長 挙手総員であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で上下水道部所管の議案の審査は終了いたしました。

上下水道部の皆様、御苦労さまでした。

休憩（11：19～11：22）

○鈴木浩己委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、経済部所管の議案の審査に入ります。

最初に、議第5号「令和4年度焼津市温泉事業特別会計予算案」を議題といたします。

当局に対して質疑・意見のある委員は御発言願います。

○安竹克好委員 まず歳入のところから。

温泉事業に関しては一般会計の繰入金がございます。それというのは、言い方は変ですけど、補填していると、この温泉事業を行うに当たって。それは当然分かるんですが、温泉事業というのは、今回、湯量がどかっと、700リットルぐらい出るような、今までの倍出るよというような、簡単な数字で。そういうところからも、温泉がたくさん出ているからいろいろなところで温泉事業をしていきたいという方向性かと思われるのですが、では、簡単に考えて、この温泉事業がまた倍になったといたら、また繰入金、要は、赤字、そういうのも倍になると考えちゃっていいんでしょうかね。どうなんでしょうか。

○相良康二観光交流課長 繰入金のものについてですけれども、今後、事業が拡大していくという、給湯先が増えたりとかしていった場合、事業費の増ということに伴う繰入金も増えていくということは想定していないところです。逆に、給湯先が増えることによって使用料収入が増えるので、その辺は維持管理費のほうとのバランスもあるんですけども、そういったことでの見込みとしては、繰入金が、今後、そういったことに対して増えていくということは想定していません。

以上です。

○安竹克好委員 ありがとうございます。

簡単に考えて維持管理費が倍になるわけではないよということで了解しました。繰入金が悪いわけじゃないんですけど、温泉事業というのは、ただ単にお金を使っているじゃなくて、これはやはり観光事業としての要ですから、経済効果が一緒にくっついてくるものですから、なるべく一生懸命頑張ってくださいねということをお願いいたします。

以上です。

○河合一也副委員長 温泉職員給与費の906万9,000円、ちょうど予算書の255ページのプロジェクト、給料458万1,000円と手当の金額と共済費を足すとちょうどその金額になり

ますけど、この3つを足してということでもよろしいでしょうか。

- 相良康二観光交流課長 委員のおっしゃるとおりです。
- 河合一也副委員長 そうすると、1人の方で年間900万円ぐらいの給料になるということでもいいですか、理解としては。
- 相良康二観光交流課長 手当等を全て含めてということで、このような積算になっております。
- 河合一也副委員長 感覚としてちょっと高額だななんてちょっと思ったんですが、そうでもないんでしょうか。手当としては、やっぱりどんな手当が……。書いてあるんですか、すみません。一応教えてください。
- 相良康二観光交流課長 職員手当、先ほどの給与ところを全般的に見ますと、基本となる給与と手当につきましては、住居、通勤、あと、時間外等の手当に主なものとしてはなってきます。あと、共済費として支払いする部分もありますので、この金額が全て職員のほうに、手取りがこれというわけではないということで御理解いただきたいと思います。よろしくをお願いします。
- 河合一也副委員長 もちろん手取りがこれだと思っていまいませんけど、そうはいっても900万円と聞いて、ちょっと。初めて知った感じがありますけれども、これは、例えば、この方は何歳ぐらいの方ですか。
- 相良康二観光交流課長 今年度している者は係長級の職員になります。
- 河合一也副委員長 ああ、そういうことか。了解です。
- 秋山博子委員 今のことにちょっと確認なんですけれども、これまでも、この温泉事業に関する職員の方の給料云々ということを委員会で委員がただしたりというようなことはあったと思うんですけれども、そのときに、何年か前だったかもしれませんが、別にこの職員は、温泉事業だけでなく、それ以外の業務もやっている職員なんですけれども、ここの事業のところに出させてもらっているんですというふうな説明を聞いたことがあるんですよね。その辺、どうなんでしょうか。
- 相良康二観光交流課長 今、委員が言われたとおり、温泉事業だけを担当しているということじゃなくて、観光施設担当係長の給与費としてこちらのほうに計上させていただいておりまして、観光施設、その他、ハイキングコースであるとか観光トイレ、そういったものの維持管理等のほうの業務も併せて行っているところです。

以上です。

- 鈴木浩己委員長 ほかの業務を行っている方がやる場合、その人の人件費そっくり、この温泉事業に歳出として入っていていいですか。
- 相良康二観光交流課長 こちらにつきましては、人事課サイドとも協議している中での人件費の当て込みということとさせていただきますので、特別、他の業務をやっているということに対して何かということはないというふうに考えております。
- 鈴木浩己委員長 前は、よく、同じ職員でも、半分ぐらいは温泉事業をやっているだろう的なやつでその人の全部の手当の2分の1をこの温泉事業だとか、駐車場事業なんかもたしかそうだったと思うんですけど、そうやってある程度、全額じゃないような感じがしたんですが。人事課との話合いでそういうふうにしていただいているという、



そういうことでいいですか。

- 相良康二観光交流課長 先ほども、他の業務もやっているんですけども、主に、ほぼ温泉事業のほう为主体ということで、こういった形での、さっき言った、人事のほうからの人件費の要求の仕方というか、計上の仕方ということで調整をさせていただいているというところですよ。
- 青島悦世委員 温泉施設維持管理費と使用料の比較をしますと2割ぐらいかな、維持管理費の2割ちょっとという、これは今後の中で、一応、余裕があるような状況に今なっているわけだね、湯量が。そういうところが増えれば改善されていくという感覚でいいですか。
- 相良康二観光交流課長 まず、使用料の収入のほうの考え方なんですけれども、今回、この後、条例改正のほうで使用料の改定をさせていただくということで議案のほうを提出させていただいていますけれども、そちらのほうで、まず新たな利用料金の単価で計算させていただいているんですけれども、これもこの後の条例のところでも御説明させていただくんですけれども、激変緩和ということで、段階をもって料金収入を上げさせていただくということなんですけれども、一番今、値上げはするんですけれども、一番安い状況でやっておりますので、激変緩和で、順序立てて料金を上げさせていただくような条例案とさせていただいているものですから、使用料収入というのはこれから増えていくと。値段が上がることによって、湯量をちょっと、施設側のほうも経営の関係から絞る可能性もあるんですけれども、あと、あわせて、先ほどもお話しさせていただきましたけれども、湯量が余っている部分のところについては、新たな利用施設等の開拓等にも取り組んでいくようにしておりますので、使用料金はこれから増えていくというふうに我々のほうは想定しております。

以上です。

- 秋山博子委員 歳出の255ページのところです。歳出1款1項1目の温泉施設維持管理費1億1,135万9,000円とあるんですけれども、この維持管理費の令和4年度の内容、それから、今後の見通しについて教えてください。
- 相良康二観光交流課長 維持管理費の主な内容なんですけれども、まだ源泉の運転管理、これに要する経費、あと、管路、パイプラインの清掃に要する経費、あと、今年度、パイプラインの工事をさせていただきましたので、そちらの舗装の本復旧の工事費、あと、先ほどお話しさせてもらったんですけれども、新規開拓ということで、源泉施設のところに温泉スタンドを設置する予定を今しております。そちらのほうの工事費、こういったものが主な経費になってきます。

今後の見通しなんですけれども、そういった、今、新源泉の関係に基づきますパイプラインでの本舗装工事であるとか温泉スタンドの工事というものは毎年あるものではありませんので、基本的には、これ以上増えてくるということは、突発的なことがない限りは横ばい、もしくは減少してくるというふうに考えております。

以上です。

- 秋山博子委員 これから温泉の利用先を開拓するとなると、例えば、じゃ、どこそこであるということになると、やっぱりそこにまたパイプラインとか管路をつけたりというような整備もついてくるわけですよ。その辺はどうなんでしょう。

○相良康二観光交流課長 新規開拓につきましては、今、何件かお話を伺っているところもあるんですけども、基本的に、パイプラインでの配湯ということではなくて、源泉のところの温泉スタンド、あそこから持っていけるような形になっていますので、御利用される方のほうで、タンクローリーとか、ちょっと大きなタンクとかで持っていただくようなことでお話のほうを調整させていただいているところはあります。

ですので、源泉からの、今のパイプラインからの距離とかもこれからもあるかと思うんですけども、基本的には、パイプラインをこれから伸ばして新規開拓というよりも、あそこから温泉を持っていただくというようなことで想定しております。

以上です。

○秋山博子委員 これは予算のこととはちょっと離れるんですけども、温泉の人気ランキングみたいなもので焼津の黒潮温泉が今年のナンバーワンとか、そういうのがネットに出ていたりすることがあるんですけども、えっ、温泉はもっと有名どころがたくさんあるのに、これが本当だろうか。その辺、どういうからくりになっているんですか。

○相良康二観光交流課長 今、委員にお話していただいたのは、温泉総選挙というものが毎年行われております。焼津市のほうでは2019年からそちらの温泉総選挙のほうに参加させていただきまして、各部門があるんですけども、焼津市のほうのエントリーした部門がリフレッシュ部門という部門のほうにエントリーさせていただいて、2019年から2020年と2年連続で第1位ということで、今年度も第1位ということで、3年連続一応1位ということで、少し前というか、ゆるキャラグランプリみたいな形での温泉版みたいな形での温泉総選挙というものがあまして、そちらのほうでの第1位ということでいただいております。

以上です。

○鈴木浩己委員長 いいね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木浩己委員長 それでは、質疑・意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木浩己委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。議第5号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○鈴木浩己委員長 挙手総員であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第23号「焼津市新型コロナウイルス感染症緊急対策利子補給金基金条例を廃止する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。

(当局説明)

○鈴木浩己委員長 当局の説明は終わりました。質疑・意見のある委員は御発言願います。

いいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木浩己委員長 特にないようですので、質疑・意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木浩己委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。議第23号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○鈴木浩己委員長 挙手総員であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第27号「焼津市県営農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。

(当局説明)

○鈴木浩己委員長 当局の説明は終わりました。質疑・意見のある委員は御発言願います。

○河合一也副委員長 これ、要は目的以外の転用があったときには罰則規定ということになると思うんですけど、転用があったかどうかの確認というのはどういうふうチェックされるのか教えてください。

○滝 昌明農政課長 転用があったかどうかの確認は、現地を調査して確認します。通常でありますと、農地転用の手続が出された段階で、これはできないということでそこは転用ができないことにはなるんですけど、この場合は、申請を出さずに現場のほうを着手した場合の想定をしております。

○河合一也副委員長 一応、これは8年間の縛りがあるみたいですけど、その後は特にこの規定を受けないということでもいいのでしょうか。

○滝 昌明農政課長 8年間はこの規定によって特別徴収金が発生しますが、それ以降は特別徴収金は発生をしません。

以上です。

○鈴木浩己委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木浩己委員長 特にないようですので、質疑・意見を打ち切ります。

討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木浩己委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。議第27号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○鈴木浩己委員長 挙手総員であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第28号「焼津市温泉条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。

(当局説明)

- 鈴木浩己委員長 当局の説明は終わりました。質疑・意見のある委員は御発言願います。
- 河合一也副委員長 加入分担金は、私は分からないんですけども、それがなくなって、今度新しい金額になったら、例えば今まで使っていた人の施設の給湯料というんですか、それからするとほとんどが値上がりになるのか、あまり変わらないのか、負担増にやっばりなるのか、その辺がちょっと。概略でも教えてください。
- 相良康二観光交流課長 新規加入者の方に加入分担金を課さないということで、負担はこれまでの施設の方よりは軽くなるということで、先ほども予算のところでお話させていただいたんですけども、より多くの皆さんに使っていただいて、たくさん量を使っていただくということをこれから推進していきたいと考えておまして、そういったことで、使用しやすい温泉事業ということで加入分担金のほうは廃止させていただくというふうに考えております。

以上です。

- 河合一也副委員長 新しく参入する場合にはいいんですけど、じゃ、今まで、例えば使っていた施設に関しては、負担は大きくなる感じではあるんですか。
- 相良康二観光交流課長 加入分担金だけの捉え方でいきますと、特に負担がこれから大きくなるということでは考えてはいません。

以上です。

- 河合一也副委員長 加入分担金ではなくて温泉の使用料が増えるわけですよね。それによって、協議したということだから皆さん了解していると思うんですけども、例年、今まで使用料として払っていた分に関しては、例えば、うちの施設は年間これぐらい使うに関しては、やっぱりちょっと今までより負担が大きいなとか、そういうのはあるんですかという話。
- 相良康二観光交流課長 これから、当然、使用料のほうは値上げになりますので負担のほうは大きくなるということになります。そういった中で、各施設の皆さんとも協議会を開催して、御理解をいただくように、今の維持管理費、これからの使用料の見込みということで積算した結果ということで説明させていただいて、御理解をいただいているところです。

以上です。

- 河合一也副委員長 分かりました。

あと、その算定の仕方ですけども、ちょっと聞いていてもよく分からない部分はあるんですけども、ほかの市町を見ると、上限、例えば、日量を大体もう決めておいて、それを超えたら超過分として何とか取るとかね、そういう方法もあったりするんですけど、そういう方法も考えたりはされたんでしょうか。

- 相良康二観光交流課長 他市の場合、定額制ということで、そういった使用料の徴収方法というのがあるということは承知をしております。

市のほうとしましては、先ほどちょっとお話しさせていただきましたけれども、温泉事業の会計の健全化ということも考えまして、これまでどおりの従量制、1立米当たりの使用料ということで決定させていただいているところです。

以上です。

- 河合一也副委員長 分かりました。見ると、1立米で本当に安い、何十円というところから600円幾らとかそういうのがあって、そういうのから見ると真ん中ぐらいで、そんなに高いわけでもない、安いわけでもないという感じで、そんなに問題は感じなかったんですけど、いろいろ他市町のやり方も参考にした上で、やっぱり焼津市独自のことを考えていただいたと思うので、見守っていきたいと思います。
- 杉崎辰行委員 確認です。先ほど、単価、令和10年の、最終とかは1年で一遍にぼんと上がっちゃいますけど、2年、2年、1年、1年という形でいくんだけれども、事業費として市のほうの負担、50%という説明をいただいたんですが、これは、この単価の中にはその事業費を含んでの話という解釈でよろしいでしょうか。
- 相良康二観光交流課長 今委員がおっしゃられたとおり、事業費のほうから積算しまして、あとは激変緩和ということで段階的にということでお話させていただいて、御理解いただいた上で、こちらのほうを提案させていただいております。
- 杉崎辰行委員 市負担が総事業費の中の50%という形は、基本的にずっと行くということだよ。
- 相良康二観光交流課長 今後の使用料収入としてどうなるかということではなくて、この積算に対してはそういったことの方でということ。
- 杉崎辰行委員 了解しました。ありがとうございます。
- 相良康二観光交流課長 よろしくお願いします。
- 村松幸昌委員 手短かに。新しい温泉井戸ができたものですから、安定供給というのが市に課せられた責務かなと思います。その中で、中公園にある旧施設と言っちゃおかしいですけど、あの井戸はどうなるんですか。
- 相良康二観光交流課長 今、委員の言われた高草1号井のことだと思うんですけど、一応、今、新しい井戸ができたんですけど、バックアップ施設としては、平成30年のときのように、温泉が壊れてしまう可能性もありますので、しばらくはそのまま使って、新井戸の安定供給を見ながら廃止していくという方向で予定しております。
- 村松幸昌委員 そういう声が私のところに聞こえてきたものですから、今、確認させてもらって、バックアップとして残すというのは分かりました。  
それと、先ほど、課長のほうから、新しいニーズについてはタンクの陸送というんですか、そういうところで新しいところからやるよという、そういう声というのがもう既にあるということなんですか。
- 相良康二観光交流課長 今、どれぐらいのボリュームを使いたいかということまでの具体的な数値はまだいただいているんですけど、実際、温泉を使いたいということで相談を受けているところがあります。ですので、その辺は、市のほうとしてもぜひ使っていただくような形で進めていくように、今、協議しております。
- 村松幸昌委員 分かりました。了解です。
- 秋山博子委員 この条例案の第9条の1と2になるんですけども、こういった事情で

供給量を減量したり、もしくは制限するということができるというのがあって、その中に天災地変とか様々書かれているんですけど、この規定に基づく温泉の供給の制限により、受給者に損害が生じてても市はその責を負わないというのは、これは具体的にどういうことでしょうか。

○相良康二観光交流課長 こちらにつきましては、突然温泉が止まってしまった場合、使用できないといったときに、御商売で使われている皆さんなんですけれども、そういった営業補償的なものは市としては行いませんというような規定になります。

○秋山博子委員 この料金の改定について、何回か現利用者の方たちとお話をされたということなんですけれども、やっぱり、そういった突然のことで供給が止まって営業に影響があったときに、市も何らかの対応はしてほしいというのは、対応は考えられないかなというのは、当然、現利用者の方たちからもそういう声はあると思うんですが、その利用者の方たちは、今回の条例の案、こうなっていますというところは、ここまで何らか了解されているというか、こういう話し合いというのはどうだったのでしょうか。それはされていないんですか。

○相良康二観光交流課長 この規定につきましては、ちょっと条ずれ等あるんですけれども、これまでと同様の扱いの中での運用の中での規定になりますので、皆さんのほうには御理解をいただいているというふうに捉えています。また、その他、こういった場合、不具合のあった場合については、使用料の、これまで新型コロナウイルス感染症の関係もあるんですけれども、減免等の負担軽減とか、対応させていただいているところもありますので、ここについては、この関係についてはこれまでと同様の取扱いということで捉えております。

以上です。

○秋山博子委員 条ずれといっても、旧のほうを見ると文章になっているものが、今回、より具体的に書き出されているというのが違うところなんですけれども、その辺は、やはり、より明確にという、そういう意図ですか。

○相良康二観光交流課長 それこそ、条例のほうでより明確にということで規定のほうをさせていただきました。

以上です。

○秋山博子委員 とはいえ、先ほどほかの委員からもお話があったように、温泉資源というのは焼津の大事な資源で、それを支えてくれているのが利用施設をつくられている方。それによる経済効果とか観光の効果とかということがあるので、実際に何らかのことがあって支障といいますか影響があったときには、十分に話し合い等対応をしていただけるといいかなというふうに思いますが。もしお考えがあれば。

○相良康二観光交流課長 万が一、こういった停止、前回の平成30年のときの例とかもあるんですけれども、先ほども、中港のところにあります、中公園のところにあります高草1号をしばらくそのまま、バックアップという形で稼働をいつでもできるような形にさせておく計画でいますので、そういった不具合が起きたときにでも対応ができるような形でこれからも維持管理ということをしていきたいというふうに考えていますので、よろしくをお願いします。

○鈴木浩己委員長 それでは、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木浩己委員長 質疑・意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木浩己委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。議第28号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○鈴木浩己委員長 挙手総員であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されておりました議案の審査は全て終了しましたので、建設経済常任委員会を閉会いたします。

閉会 (12:01)